

事業推進部会での検討事項 (検討の論点・留意事項)



内閣府 民間資金等活用事業推進室

1. 民間提案制度の導入促進

1. アクションプランでの記述

2. PPP/PFIの推進施策

(2) 地方公共団体等の機運醸成、ノウハウの蓄積、案件形成に向けた積極的な支援

vii) 民間提案の積極的活用

② PPP/PFI事業の促進にとって有益な民間事業者からの活発な提案を促すため、民間提案に対するインセンティブの付与等に先導的に取り組む地方公共団体を技術的に支援する事業の実施等により公共施設等の管理者等による「PPP/PFI事業民間提案推進マニュアル」の活用促進を図るとともに、民間提案制度の実効性をより高めるための検討を行う。(平成29年度開始、令和4年度強化) <内閣府>

2. 検討の論点・留意事項

(1) 提案者に対するインセンティブの設定について

・民間企業にとって魅力的で、かつ地方公共団体が現実的に設定可能なインセンティブとはどのような内容か。

(効果的な加点評価制度とは。加点評価や随意契約以外にどういったインセンティブ付与の手法が考えられるか。)

(2) 民間提案制度の運用の円滑化について

・効果的な民間提案の手法、タイミング、官民対話の進め方とは。

・民間からの自由な発案による提案制度の促進に向けた留意点は。

・民間提案制度の運用において民間企業、地方公共団体等の双方の負担を軽減するための留意点は。

・民間提案の促進に必要な地方公共団体等が発信すべき情報とは何か。

(3) 国による支援の在り方

・民間提案制度が普及するために国やPFI機構に期待される役割は。

・民間提案制度に取り組む地方公共団体に有効な技術的支援の内容は。

(4) その他、民間提案がより一層活用されるために有効な取組として考えられることは何か。

1. 民間提案制度の導入促進

参考：民間提案の手法

PFI法第6条に基づく民間提案

- PFI法第6条に基づく民間提案については、民間事業者が、提案に際し、実施方針策定の提案（特定事業の効果及び効率性に関する評価の過程及び方法を示すもの）を添える必要があり、また、官側も提案内容を速やかに検討し、その結果を通知する義務がある。
- 運用にあたっては、事前にサウンディングを実施した上で、民間提案を募集したり、事業者選定時にインセンティブを付与したり、あらかじめ民間提案の対象となる事業リストや個別案件を公表することなど、PPP事業における民間提案の方法を取り込むことが可能である。

PFI法第6条によらないPPP（PFIを含む）の民間提案

- PFI法第6条によらないPPPにおける民間提案は、多くの自治体で、独自のガイドラインや制度等に基づき実施しており、様々方法がある。
- 「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド（内閣府・総務省・国土交通省、H28.10）」において以下のように大別し整理されている。

分類	概要
a.マーケットサウンディング型	事業案の作成前において、参加事業者を募り（任意・無償が原則）、指定の場所に来てもらい、一定の時間の意見交換・対話を行う個別ヒアリング又はワークショップ等によって、様々なアイデアや意見を把握する調査（マーケットサウンディング）を実施し、事業案の策定及び事業者選定への手続きへ移行するもの。
b.提案インセンティブ付与型	事業化に対する民間事業者によるアイデア・工夫を含んだ提案を募集し（事業発案時の官民対話）、提案採用決定後、提案採用事業者に対して公募に向けた条件整理のためのヒアリングを行い（公募条件検討時の官民対話）、事業者選定の評価において、提案採用事業者へのインセンティブ付与を行うものである。募集要領を公表し、これについての提案者からの質問に回答する必要がある。
c.選抜・交渉型（随意契約）	事業リスト又は個別具体的な案件を示して、民間事業者のアイデアと工夫を含む提案を募集し、提案内容を審査して優先順位付けを行い、事業内容について競争的対話による協議を行い、協議が調った者と契約するものである。

1. 民間提案制度の導入促進

参考：民間提案の取組状況

- ・ PFI法に基づく民間提案に対応する仕組みを導入している 95団体
- ・ PFI法に基づかない民間提案に関する仕組みを導入している 125団体

※ 「PPP/PFI実施状況アンケート調査（R1.9）」より

制度概要	実施自治体
事業者選定時に5～10%程度の加点を実施評価、随意契約)	新潟市、木更津市、苫小牧市、富山市等
民間提案を採用した場合、当該提案者を優先交渉権者として協議・交渉後、随意契約を締結	御所市等
公民連携事業への企業の参画促進のため、事業者選定の次点・次次点となった応募企業に対する報奨金の交付を可能とする	横浜市 (H19～R3で22件で実施、うちPFI事業は7件)
民間事業者による提案を促す観点から、民間活用を検討する事業一覧を公表	川崎市、福岡市、別府市等
事業者からのフリーの提案を随時受け付ける一元化窓口の設置	神戸市(公民連携推進室)、横浜市(共創フロント)、桑名市(コラボ・ラボ)等

出典：事業推進部会資料、各自治体HPより事務局作成

1. 民間提案制度の導入促進

■ 桑名市「コラボ・ラボ」

- 桑名市では、民間提案や、提案に向けた相談等を受付ける公民連携のワンストップ対話窓口として「コラボ・ラボ桑名」を設置。
- このワンストップ窓口では、市の事業を中心に民間事業者からの自由な提案を受け付ける「フリー型提案」を常時募集。
- この方式に沿って提案された内容をもとに「桑名市健康増進施設整備・運営事業」として事業化された。



○ PFI法6条に基づく民間提案による事業化の実績

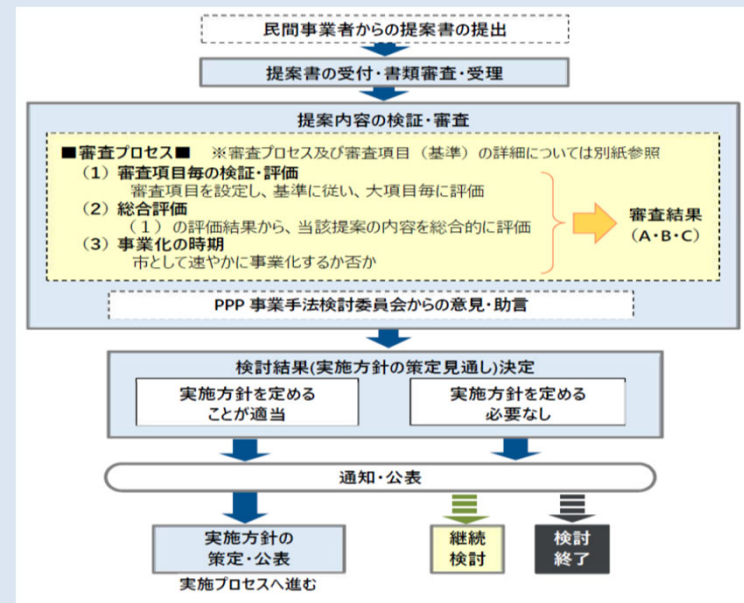
愛知県大府市	駐車場及び自転車駐輪場整備事業*
福井県美浜町	美浜町地域づくり拠点化施設整備事業
高知県須崎市	公共下水道施設等運営事業
千葉県睦沢町	スマートウェルネスタウン事業
岡山県鏡野町	地域情報通信施設整備運営事業
北海道苫小牧市	仮称・苫小牧市民ホール整備事業

※R2年度末時点

*事業者決定後、コロナの影響により事業実施協定を解除

■ 富山市「PFI法に基づく民間提案の受付及び検討結果」

- 富山市では、PFI法による民間提案（民間事業者の任意による提案）を受け、提案者の知的財産等に配慮しながら、当該提案内容について検証・審査を行い、提案に対する検討結果を公表。
- 提案された事業については市で検討の結果、実施方針を定めないものとされたが、審査のプロセスや評価の考え方等、提案を行った民間事業者や、今後民間提案を検討している民間事業者に対して、地方公共団体の考え方等を伝える効果が期待される。



出典：第29回計画部会（令和4年1月28日）資料1-2

2. 優先的検討規程の実効性向上

1. アクションプランでの記述

2. PPP/PFIの推進施策

(2) 地方公共団体等の機運醸成、ノウハウの蓄積、案件形成に向けた積極的な支援

i) PPP/PFI手法の優先的検討等の推進

- ① 優先的検討規程について、人口20万人以上の地方公共団体については速やかな策定を促すとともに、人口10万人以上20万人未満の地方公共団体については、令和5年度までの策定を促す。これに伴い、優先的検討規程に基づくPPP/PFI事業の検討を実施した団体数について、令和6年度までに334団体とすることを目標とする。また、人口20万人未満の地方公共団体へのPPP/PFI事業の導入が図られるよう、優先的検討規程の運用を支援する事業等を実施するとともに、特に人口10万人未満の地方公共団体については、先進的な取組を行う同規模の地方公共団体の事例の紹介を行う。(平成27年度開始) <内閣府>
- ③ 優先的検討規程の策定・運用状況については、毎年度調査を行い結果を公表するとともに、適切な記載や的確な運用が行われているか等について総点検し、優先的検討規程の実効性の向上に向けた見直しを促進する。(平成30年度開始、令和4年度強化) <内閣府>

2. 検討の論点・留意事項

(1) 規程の総点検のポイントについて

- ・規程の実効性を判断するために確認すべき点は。
- ・規程の実効性向上のKPIとして適切なものは何が考えられるか。

(2) 運用の実効性向上のポイントについて

- ・規程の運用を容易にするためのポイントとは。
- ・指針やマニュアル等、国が示している優先的検討の考え方において地方公共団体における円滑な運用を妨げる事項は無いか。
- ・優先的検討がPPP/PFIの実施につながる可能性を高めるための運用の改善ポイントは。

(3) 支援事業のあり方

- ・支援事業の効果を高めるための見直しポイントは何か。

2. 優先的検討規程の実効性向上

参考: 優先的検討規定の策定状況とPFI事業実施状況

○PFI事業実施状況(令和元年度末時点)

● 優先的検討規程策定済・未策定の地方公共団体の比較

策定主体		優先的検討規程策定済			優先的検討規程未策定			(参考値)		
		団体数	PFI事業 実施団体数	PFI事業 実施率(%)	団体数	PFI事業 実施団体数	PFI事業 実施率(%)	団体総数	PFI事業 実施団体数	PFI事業 実施率(%)
地方 公共 団体	都道府県	47	35	74%	0	0	—	47	35	74%
	政令指定都市	20	19	95%	0	0	—	20	19	95%
	人口20万人以上の市区	83	50	60%	28	12	43%	111	62	56%
	小計	150	104	69%	28	12	43%	178	116	65%
	人口20万人未満の市区町村	44	14	32%	1,566	184	12%	1,610	198	12%
	合計	194	118	61%	1,594	196	12%	1,788	314	18%

■ 優先的検討規程について、

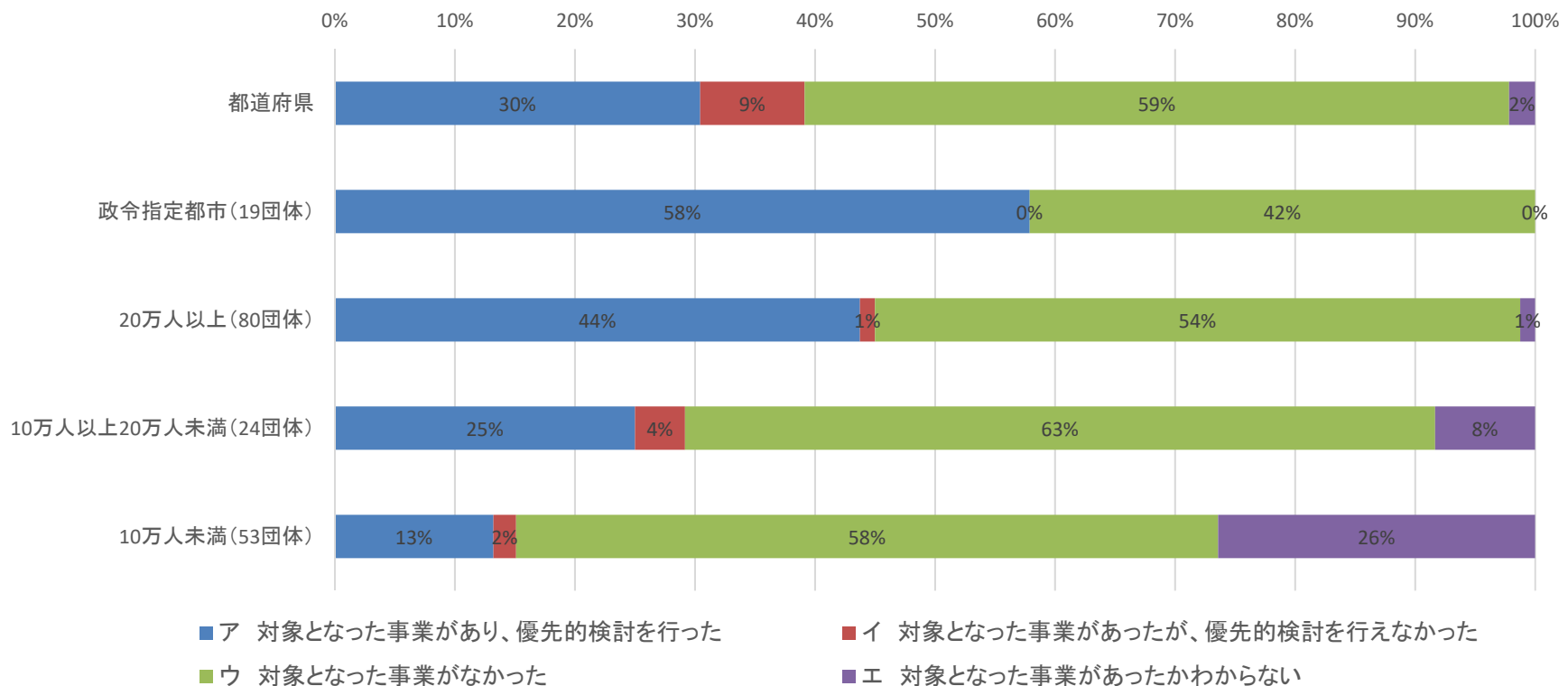
- 策定済194団体のうち、令和元年度までのPFI事業実施済団体数は**118**
- 未策定1,594団体のうち、令和元年度までのPFI事業実施済団体数は**196**
- 未策定団体のPFI事業実施率は**12%**に留まるが、策定済団体では**61%**に向上することが確認できる

2. 優先的検討規程の実効性向上

参考: 優先的検討規程の運用における課題

- 「対象となった事業がなかった」との回答が人口規模が小さくなるほど増加する傾向。
- 「対象となった事業があったものの優先的検討を行えなかった」「対象となった事業があったかわからない」との回答も存在。

問: 優先的検討規程策定済みの団体における運用状況(R2年度)(選択肢を1つ選択)



2. 優先的検討規程の実効性向上

参考：優先的検討規程策定支援事業実施後、未策定の理由（内閣府ヒアリング）

- ・議会におけるPFIの反発が強いため最終化を見合わせている（過去にPFI事業の予算案が否決されたこともある）
- ・規程策定時に想定していたPFI事業が頓挫したため、規程策定自体を先送りにしていた。
- ・規程案は作成済みだが、規程の所管課が決まらなかったため、最終化できていない。
- ・規程案策定後、民間提案制度も盛り込むこととし、再検討を行っている。

* 支援事業の主な内容

- ・優先的検討規程の運用の目的を明確化
- ・優先的検討を継続的に行えるよう、優先的検討規程に取り入れるべき方策を作成
- ・実効性のある優先的検討規程を運用するために求められる知見の提供

参考：優先的検討の結果、PPP/PFIを採用しなかった理由（地方公共団体HPより）

- ・民間事業者による運営の自由度が小さいため
- ・一括発注により各業務間の連携・整合性の向上及び業務の効率化を図ることが可能であるため。
- ・特殊設備が多く、PFI事業であっても迅速な対応は難しいため。
- ・法令に基づき、職員は都道府県職員である必要があるため。
- ・過去の同様の施設において、従来手法が妥当であるとの判断がなされていたため。
- ・PFI方式の場合、従来手法による建て替えと比べ竣工が2年遅れることになり、早期の整備が必要であるため。
- ・設計や維持管理業務において一定の効果はあるものの、公共サービスの向上は見込まれないため（庁舎建設、学校建設事業）。

3. PFIに取り組みやすい環境の整備

1. アクションプランでの記述

2. PPP/PFIの推進施策

(2) 地方公共団体等の機運醸成、ノウハウの蓄積、案件形成に向けた積極的な支援

iii) マニュアル等の整理・周知による地方公共団体の負担軽減

- ①「PPP/PFI手法導入優先的検討規程 策定・運用の手引き」について、運用に関する負担を軽減する観点から改定を行い、普及促進を図る。(令和4年度開始)〈内閣府〉(2. (2) i) ②再掲)
- ②「地方公共団体におけるPFI事業導入の手引き」について、初めてPPP/PFI事業の検討を行う場合の参照のしやすさに配慮した見直しを行うとともに、手続きなどの簡易化や期間短縮等、負担軽減に資する改定の検討を行う。(令和4年度開始)〈内閣府〉

2. PPP/PFIの推進施策

(1) 多様なPPP/PFIの展開

i) 新たなPPP/PFI活用モデルの形成

- ① 地域交流の場である公園、公民館等の身近な施設でのPPP/PFI活用、デジタル技術の社会実装やカーボンニュートラルに向けたPPP/PFI活用、持続可能な地域社会の実現に寄与する付帯収益事業を伴うPPP/PFI活用に向けた先導的事例を機構と連携しつつ形成し、新たなPPP/PFI活用モデルとして横展開を図る。(令和4年度開始)〈内閣府、関係省庁〉

2. 検討の論点・留意事項

(1) 負担軽減が望まれる事項について

- ・抜本的な負担軽減策の着眼点は(VFMの簡易計算手法の原則化、サウンディング等行った場合の入札手続きの短縮、作成資料の削減や定型化等)。
- ・簡易的な手法が確立しているにもかかわらず活用されていないものがないか、その要因は。
- ・導入可能性検討や優先的検討など、検討事項に重複のあるプロセスはないか。

(2) 初めてのPPP/PFIに必要な環境の整備について

- ・初めてのPPP/PFIとして取り組みやすい事業例は何か。その際に必要な最小限の知識とは。
- ・初めて取り組む際の心理的な障壁を取り除くためには何が有効か。

(3) 活用モデル形成の要点について

- ・活用モデルの普及促進に向けて、整理が必要なポイントは何か。

(4) その他、PPP/PFIに取り組みやすい環境とはどういったものと考えられるか。

3. PFIに取り組みやすい環境の整備

参考:手続きの簡易化に向けた取組



[内閣府ホーム](#) > [内閣府の政策](#) > [民間資金等活用事業推進室 \(PPP/PFI推進室\)](#) > [各種PFI情報](#) > [参考情報](#)

参考情報

VFM算定関連

[地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続簡易化マニュアル \(PDF形式: 1,011KB\)](#)  

サービス購入型PFI事業の実績が多い、「事務庁舎」「宿舍」「公営住宅」「学校」「給食センター」のVFM実績を掲載

[PFIを活用した公立学校施設の整備](#) [【文部科学省】](#) 

「公立学校耐震化PFIマニュアル」にて、公立学校耐震化のPFI事業を実施する場合のVFM算出シートを提供（要問合せ）

[PPP \(官民連携\) /PFIのページ](#) [【国土交通省】](#) 

VFM簡易シミュレーション等掲載

[浄化槽事業における民間活用 \(PFI導入判定ソフト\)](#) [【環境省】](#) 

環境省平成21年度循環型社会形成推進科学研究費（現：環境研究総合推進費）により実施された研究「人口減少を踏まえた生活排水処理施設整備手法の評価システムの構築」において開発されたものを、研究実施者によりバージョンアップしたうえ、研究実施者の了解を得て公開するもの。（協力：株式会社極東技工コンサルタント）PFI事業導入の可否に係る概略の検討を行う際の参考としてください。

[このページの先頭へ](#) 

[ウェブアクセシビリティ](#) [サイトマップ](#)



〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
電話番号 03-5253-2111 (大代表)

3. PFIに取り組みやすい環境の整備

参考: PPP/PFIに関するガイドライン・手引き等

	事業 発案段階	事業条件 検討段階	実施方針の 策定・公表	特定事業の 評価・選定、公表	民間事業者の 募集、評価・選定、公表	事業契約等の 締結等	事業の 実施、監視等	事業の終了	
事業 導入 関連	地方公共団体におけるPFI事業導入の手引き (H15)								
	PPP/PFI手法導入優先的検討 規程 ・策定の手引き (H28) ・運用の手引き (H29)								
事業 推進 の 手 続 き 関 連	PFI事業実施プロセスに関するガイドライン (H13策定、R3更新)								
	PPP/PFI導入可能性調査簡易 化マニュアル (H31)					PFI事業におけるリスク分担等に関 するガイドライン (H13策定、R3 更新)			
	VFMに関するガイドライン (H13策定、H30更新)					契約に関するガイ ドライン(H15策 定、R3更新)		モニタリングに関するガイ ドライン (H15策定、H30更新)	
	VFM簡易算定モデル、 VFM簡易算定モデルマ ニュアル (H29)					PFI標準契約 1(H22)		PFI事業における 事後評価マニュアル(R3)	
	地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続き簡易化マニュアル (H26)								
	公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン (H25策定、H31更新)								
官 民 対 話 (民 間 提 案 含 む) 関 連	PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド (H28 ※内閣府・総務省・国交省)								
	専門家派遣によるハンズオン支 援」から得られた官民連携事業 の具体化のポイント集 (R3)								
	地域プラットフォームの取組か ら得られた「円滑な官民対話」 のポイント(R1策定、R2更新)								
	地方公共団体のサウンディング 型市場調査の手引き (H30策 定、R1更新)								
そ の 他	PPP/PFI事業民間提案推進マニュアル (H26策定、R3更新)								
	地域プラットフォーム運用マニュアル (H29) ・ PFI推進室HP「各種PFI情報」、「PFI契約情報」、「よくある御質問」等								

3. PFIに取り組みやすい環境の整備

参考：地方公共団体等のPPP/PFI推進に資する主な支援・施策

※PPP/PFI推進施策説明会(令和3年2月25日開催)資料より内閣府作成

省庁等	事業名等	支援の内容等	担当部署
内閣府	PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度に基づく支援	<ul style="list-style-type: none"> 関係省庁職員やPPP/PFI事業に精通した専門家を講師として派遣 地方公共団体が地域プラットフォームを通じて検討しているPPP/PFI事業に関する企画・構想の事業化を支援等 【事業分野】全般 【補助率等】内閣府が費用を負担 	内閣府民間資金等活用事業推進室(PPP/PFI推進室)
	PPP/PFI推進に資する支援措置	<ul style="list-style-type: none"> 地域プラットフォーム形成支援 ・ 優先的検討規程運用支援 ・ 高度専門家による課題検討支援 【事業分野】全般 【補助率等】内閣府が費用を負担 	内閣府民間資金等活用事業推進室(PPP/PFI推進室)
	地方創生推進交付金	<ul style="list-style-type: none"> PPP/PFI事業の検討・推進等に係る費用(導入可能性調査費やアドバイザー経費など事業計画段階に関する費用)は地方創生推進交付金の対象となり得る。(ただし、他の国庫補助金等の対象となり得る費用は対象外) 【事業分野】全般 【補助率等】事業費の1/2 	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 内閣府地方創生推進事務局
国土交通省	先導的官民連携支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 先導的な官民連携事業の導入や実施に向けた検討のための調査や、情報の整備等のための調査に係る業務に対して、調査委託費を助成 【事業分野】国土交通省所管事業 【補助率等】上限2,000万円の定額補助(都道府県・政令指定都市は、補助率1/2,上限1,000万円(コンセッション事業を除く)) 	国土交通省総合政策局
	インフラの維持管理に係る官民連携事業の導入検討支援	<ul style="list-style-type: none"> 利用料金を徴収しないインフラの維持管理に係る官民連携事業の導入を検討する地方公共団体へ、国が委託契約をしたコンサルタントを派遣し支援を行う 【事業分野】国土交通省所管事業 【補助率等】国土交通省が費用を負担 	国土交通省総合政策局
	専門家派遣によるハンズオン支援	<ul style="list-style-type: none"> 専門家を派遣し、事業スキーム案の検討、サウンディング等の準備・実施、事業スキームの具体化、要求水準書・公募書類作成等、事業化に向けて必要な手続きを地方公共団体職員自らが行えるようハンズオンにて支援 【事業分野】国土交通省所管事業 【支援対象】人口20万人未満の地方公共団体 【補助率等】国土交通省が費用を負担 	国土交通省総合政策局
	官民連携基盤整備推進調査費	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業活動と一体的に行うことにより、優れた効果の発現や効率性が期待できる基盤整備の事業化に向けた検討経費を支援(PPP/PFI導入検討を本事業等で実施する案件を優先採択) 【事業分野】国土交通省所管事業 【補助率等】事業費の1/2 	国土交通省国土政策局
観光庁	MICE施設におけるコンセッション方式活用推進に向けた調査および需要創出等業務	<ul style="list-style-type: none"> MICE施設運営にあたり、コンセッション方式導入を検討する地方公共団体に対し、導入検討のための調査支援を実施。 【事業分野】MICE施設(コンセッション方式) 【補助率等】観光庁が費用を負担 	観光庁国際観光部
文部科学省	文教施設における多様なPPP/PFIの先導的開発事業	<ul style="list-style-type: none"> 文教施設分野において、地方公共団体等における多様なPPP/PFI手法の導入が進むよう、事業手法の検討など「事業の発案」や、事業スキームの開発など「具体化の検討」を支援 【事業分野】文教施設 【補助率等】文部科学省が費用を負担 	文部科学省大臣官房 文教施設企画・防災部
厚生労働省	官民連携等基盤強化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 官民連携の導入検討を行う水道事業体に対し、コンサルタントによる必要な検討を支援。 【事業分野】水道事業 【補助率等】事業費の1/4 	厚生労働省医薬・生活衛生局

4. 情報発信(説明ツール・表彰制度)

○アクションプランでの記述(該当部分)

2. PPP/PFIの推進施策

(2) 地方公共団体等の機運醸成、ノウハウの蓄積、案件形成に向けた積極的な支援

ii) 首長、地方議会等の機運醸成に向けた情報提供等

② 地方公共団体、住民、民間事業者、金融機関等の様々な関係者が、PPP/PFIを導入することで得られる効果をそれぞれの立場で分かりやすく感じることができる説明ツールを開発する。(令和4年度開始) <内閣府>

④ PPP/PFI事業の中から先導的な優良事例等を選定し、国が表彰する制度を創設する。(令和4年度開始) <内閣府>

○今後の進め方、検討の方向性

(1) 効果のわかりやすい説明ツールの開発について

・必ずしもPPP/PFIに関心の高くない層をメインターゲットに、説明対象・アピールポイント・広報手段を検討していく。

	アピールポイント(例)	広報手段(例)
① 地方公共団体	・財政負担の軽減効果以外も含む多様な効果 (例: サービスの質の向上、利用満足度の向上、賑わいの創出、事務手続きの軽減効果)	PPP/PFI未実施団体を中心に、浸透するような手段での発信
② 住民	・サービス向上、利便性向上の具体例	地方公共団体を通じた周知
③ 民間事業者	・収益への貢献 ・ビジネス領域の拡大	地方経済団体や商工会議所を活用
④ 金融機関	・貸付先の増加、収益への貢献 ・地域貢献	金融機関に直接発信

表彰制度の参考事例

【健康・福祉賞】
社会福祉法人との連携による「我が家・丸ごと」の地域づくり (愛媛県宇和島市)

【賑わいづくり賞】
深沢川市民交流センター整備事業 (福岡県筑前市)

【SDGs賞】
西条市認知症つながり広がり広がるチャレンジ応援事業 (愛媛県西条市)

(2) 表彰制度について

- ・国として横展開を通じてこれから広く進めたい先導的取組を表彰することを念頭に具体的なテーマを設定。
- ・表彰対象となる「優良事例等」は、テーマに該当する事業、地方公共団体、民間事業者を想定。

	内容
テーマ	例: 脱炭素、デジタル活用、民間提案の積極的活用、評価が定まっていないが挑戦的な案件・取組 等
表彰の対象	・事業 ・テーマの実現に寄与した主体(地方公共団体・民間事業者等)